

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖いけす）
発生日時	平成29年11月2日 14時35分ごろ
発生場所	高知県浦ノ内湾 白ノ鼻灯台から真方位271° 2.9海里付近 （概位 北緯33° 25.9′ 東経133° 24.3′）
事故の概要	漁船理丸は、西進中、養殖いけすに衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 理丸、0.94トン
船舶番号、船舶所有者等	KO3-14759（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に亀裂 養殖いけす なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、浦ノ内湾に設置された養殖いけすでの餌やり作業を行う目的で、同いけすに向けて約8ノットの対地速力で西進していた。</p> <p>本船は、船長が、船尾部に腰を掛け、養殖いけすまでまだ距離があるものと思い、周囲の風景を見るなどしながら操船中、船首方を向いたところ、約15m前方に養殖いけすを認め、船外機を後進としたものの、同いけすに衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で転倒し、船体に身体を打った。</p> <p>船長は、本事故前に飲酒をしており、注意力が低下して見張りがおろそかになったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、浦ノ内湾を西進中、船長が、周囲の風景を見るなどして船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、養殖いけすに接近していることに気付くのが遅れ、同いけすに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、飲酒の影響により注意力が低下していた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、浦ノ内湾を西進中、船長が、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、養殖いけすに接近していることに気付くのが遅れ、同いけすに衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操船に専念するとともに常時適切な見張りを行うこと。
- ・ 操船に当たる場合は、アルコールを摂取しないこと。